



令和8年度

札幌市立南郷小学校

いじめ防止の基本方針

令和8年3月改訂

南郷小学校いじめ対策委員会

笑顔に
あふれる
南郷学校

1. 本方針について

(1) 本方針の策定にあたって

いじめは「どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の児童が安心して学校生活を送ることができるよう、本方針を策定しております。南郷小学校としましては、職員全員で「いじめをしない、許さない、見逃さない」学校風土と学校体制を作り上げていきます。保護者の皆様や地域の皆様にも本校のいじめ防止の取組を御理解いただき、本校の教育活動に御協力いただくことで、一丸となっていじめ対策に取り組んでいきたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

(2) いじめとは

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。
いじめ防止対策推進法第2条（平成25年）

※「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童、塾やスポーツ少年団等、当該児童が関わっている他校の仲間や集団など、何らかの人間関係を指します。

※「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなども意味します。

このいじめの定義のもと、すべての事案に対し、複数の目でいじめの可能性はないか考え、迅速に対応を進めていきます。

(3) 本方針の重点

- ① 「いじめをしない、許さない、見逃さない」学校風土をつくる教育活動の推進
- ② 学級担任だけでなく、学校全体でいじめの認知を速やかに行うことができる機能構築の推進
- ③ 上記を達成するための教職員研修の充実

2. 学校のいじめ対応について

(1) 対応組織

南郷小学校いじめ対策委員会

- 月1回開催します。必要に応じて臨時で開催することもあります。
- 校長の監督のもと、教頭、主幹教諭、教務主任、保健主事、養護教諭、担任外教諭、特別支援コーディネーター、関係機関で行い、個々のケースに応じて学級担任などの関係職員を加えます。メンバーがそろっていなくても会議は行い、後日に記録をもとに意見を求めます。
- 情報共有、対応の検討、いじめ認定・解消、モニタリング結果の確認などを行います。

南郷小学校拡大いじめ対策委員会

- いじめ対策委員会のメンバーに学校評議員、主任児童委員などを加えます。
- 重大事態発生時の対応、いじめ対策委員会の対応の評価、本方針の改訂の検討などを行います。

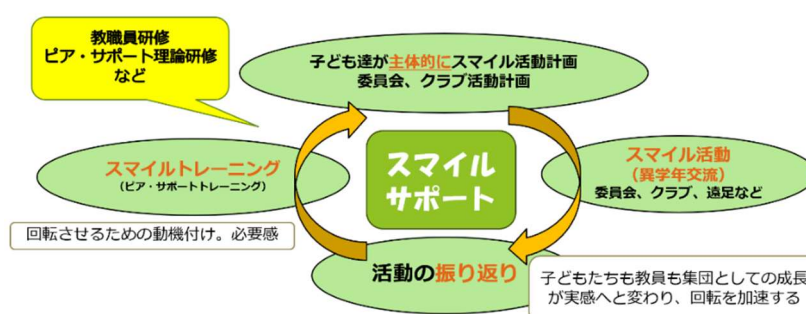
(2) 未然防止のための取組

いじめが発生しないように、次の取組を行っていきます。

- ① 学級経営の充実 ← 教職員研修の充実
- ② いじめのない学校風土づくり ← 「スマイルサポート」「スマイル企画」の取組
- ③ 情報モラル教育の推進 ← 学級活動、道徳
- ④ 地域との連携 学校を核とした地域コミュニケーション

「スマイルサポート」とは、ピア・サポートプログラムをベースにした本校の取組の総称です。教職員の指導、援助のもとに児童相互の人間関係を豊かにするための場を設定し、そこで得た知識や技術をもとに、仲間を思いやり支える実践活動です。

よりよい人間関係を作る練習（スマイルトレーニング）をベースに、計画を立ててスマイル遠足（縦割り遠足）やスマイル活動（縦割り活動）などに臨み、振り返りをして自身の取組を改善していきます。思いやりによる行動を増やすことによっていじめを減らす効果を狙います。



(3) 早期発見のための取組

いじめをすぐに見つけられるように、次の取組を行っていきます。

-
- ① 児童情報を共有するための学校体制の整備 ← 教職員研修の充実
 - ② 子ども同士や子どもと教職員の関わりを重視した教育活動
 - ③ クロームブックなどのICTを活用した調査

学級担任だけでなく、すべての教職員で子どもたちを見守る体制を作ります。子どもに必要な支援を行うことができるように、対面での情報交流とICTによるオンラインでの情報交流を併用し、教職員内で子どもの情報を適切に共有します。緊急時は管理職に速やかに報告します。

(4) いじめへの対応

いじめが長期化しないように、次のように対応します。

-
- ① 温かみのある対応と迅速な対応の両立
 - ② 組織的ないじめ対応 ← 南郷小学校いじめ対策委員会の開催、対応記録の作成
 - ③ 保護者との情報共有、指導方針の相談
 - ④ 関係機関への相談

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育委員会、警察、スクールロイヤーなど

被害を受けた子どもや目撃した児童のケアと安全の確保を第一に考え、迅速に対応します。いじめの対応は教師が一人で行うものではなく、チームで取り組むものであるという意識をもち、指導に当たります。保護者の方への報告や相談も確実にを行います。状況に応じて専門家に意見を仰ぐなど、関係機関と協力して対応をしていきます。

いじめの解消については、謝罪をしたからと言って安易に解消とはせず、その後の様子を見守ります。被害を受けた子どもとその保護者にも面談等により確認をし、いじめ対策委員会において解消の判断を行います。

※いじめ被害の記録については転学先や進学先に確実に引き継ぎます。

※いじめの対応についての評価は学校評価の項目に位置付け、取組の検証を行うとともに、校内でも取組状況を評価し、改善につなげていきます。

(5) 重大事態への対応

生命及び心身または財産に重大な被害が生じる疑いや相当期間学校を欠席せざるを得ない疑いがある場合には南郷小学校**拡大**いじめ対策委員会を開き、次のような対応を行います。

- ① 拡大いじめ対策委員会を開催
- ② 速やかに教育委員会へ報告 → 対応方針を協議
- ③ 事実関係を把握するための調査を実施
- ④ いじめを受けた児童、その保護者、関係機関へ必要な情報を提供

3. 保護者の方へ

(1) 協力のお願い

① お子様の見守りをお願いします。

- ・ 悩みを話しやすい関係づくり
- ・ スマホ等、通信機器の使用状況の確認
- ・ いじめを許さない姿勢

② 電話連絡や懇談で様子の交流をお願いします。

- ・ すぐーを使った欠席連絡
- ・ 相談など電話での御連絡
- ・ 個人懇談や学級懇談への参加

〈家庭で見取るいじめのサイン〉

□ 欠席、遅刻が多くなる。（頭痛、腹痛など、身体的な症状も含む）

□ 服やかばんが汚れることが多くなる。いたずらがきがある。壊れている。

□ 学校の様子を話さなくなる、元気がなくなる。食欲がなくなる。理由なく泣くことがある。

□ 今まで遊んでいた友達と遊ばなくなる。遊び相手に気を遣うことが多くなる。

□ 家から勝手にものを持っていくことがある。ものが勝手に増えていることがある。

(2) 相談窓口

- ・ 札幌市相談窓口周知カード、関連する相談窓口・機関
<https://www.city.sapporo.jp/kyoiku/ijime/soudan.html>
- ・ 札幌市教育委員会 いじめ電話相談 0120-127-830
- ・ 北海道警察本部 少年相談110番 704-0110
- ・ 札幌法務局 子どもの人権110番 0120-007-110
- ・ 札幌市教育センター 教育相談室 671-3210
- ・ 札幌市子どもアシストセンター相談専用電話窓口 211-3783
- ・ 24時間子供SOSダイヤル 0120-0-78310



4.【教職員用】校内のいじめ対応

(1) 関連法規等

①いじめ防止対策推進法

②いじめ防止等のための基本的な方針

③いじめの重大事態と調査に関するガイドライン

④生徒指導提要

⑤札幌市いじめ防止等のための基本的な方針



①



②



③



④



⑤

(2) 対応組織

南郷小学校いじめ対策委員会

○月1回必ず開催。いじめ発生時など、必要に応じて臨時で開催することもある。

○基本メンバーは、校長、教頭、主幹教諭、教務主任、保健主事、養護教諭、担任外教諭、特別支援コーディネーター、SCやSSWなどの関係機関で、状況に応じて学級担任や学年主任などの関係職員を加える。

※いじめ発生時や緊急時は全構成員がそろっていても参加できるメンバーで開催する。不参加者がいた場合は、後日個別に内容を確認する。

○アセスメントシートを用いて、情報共有、対応の検討、いじめ認定・解消、モニタリング結果の確認などを行う。

○いじめと認定されていない事案についても、心配な事案については見守りケースとして継続してモニタリングしていく。

南郷小学校拡大いじめ対策委員会

○いじめ対策委員会のメンバーに学校評議員、主任児童委員などを加える。

○重大事態発生時の対応、いじめ対策委員会の対応の評価、本方針の改訂の検討などを行う。

【留意点】

- いじめ対策委員会など、すべての組織の責任者は校長とし、いじめの防止等に係る全ての取組は、校長の監督の下に行う。
- 校長がいない緊急時の対応は、教頭（教頭不在時は以下の順にて、主幹教諭、教務主任、保健主事、児童生徒担当等担任外）が代理として、対応を行う。
- 活用の仕方については後述のフローチャートを参照。

(3) 未然防止のための取組

①学級経営の充実

学級単位でいじめを生まない人間関係づくりをしていく。校内研修を充実させる、学年で互いに助言し合うなどして、方法を改善していく。

②いじめのない学校風土づくり

スマイルサポート（スマトレ、スマイル遠足、スマイル活動など）を全職員で共通認識のもとに進める。そのための校内研修を充実させる。

③情報モラル教育の推進

スマトレの中に情報モラルを養う授業カリキュラムを位置付け、学年の発達段階に応じて系統的に指導する。

④地域との連携 学校を核とした地域コミュニケーション

小中一貫教育やコミュニティスクール推進事業における学校運営協議会で、パートナー校や地域の関係者と協力することで、いじめを見逃さないコミュニティを作っていく。

本方針をホームページで公開し、地域の方々に広く理解してもらえるようにする。

(4) 早期発見のための取組

①児童情報を共有するための学校体制の整備

児童情報交流ファイルや悩みやいじめに関するアンケートのエクセルファイルへの記入を徹底する。また、学年内で報告、相談を密に行い、問題を一人で抱え込まない環境を作る。

※教職員がいじめに関する情報を抱え込み、いじめ対策委員会に報告を行わないことはいじめ防止対策推進法第23条第1項に違反し、処分されることもありうるため、報告を徹底すること。

②子ども同士や子どもと教職員の関わりを重視した教育活動

「つなげる子、認め合う子」の育成を図る教育活動において、子どもたちがお互いの悩みを共有し助けようとする心情を育むことで、いじめを発見しやすい土壌を作る。また、担任を中心に教職員が学習以外の時間（中休みの遊びなど）でも子どもたちとの関わりを増やし、様子を観察する。

③クローズドブックなどのICTを活用した調査

子どもたちの日々の見取りの一貫として、「シャボテンログ」や各種アンケートを中心にICTを積極的に活用していく。子どもに入力させるだけで終わることがないように複数の目で結果を確認し、適切な対応を検討する。

(5) 対応の方法

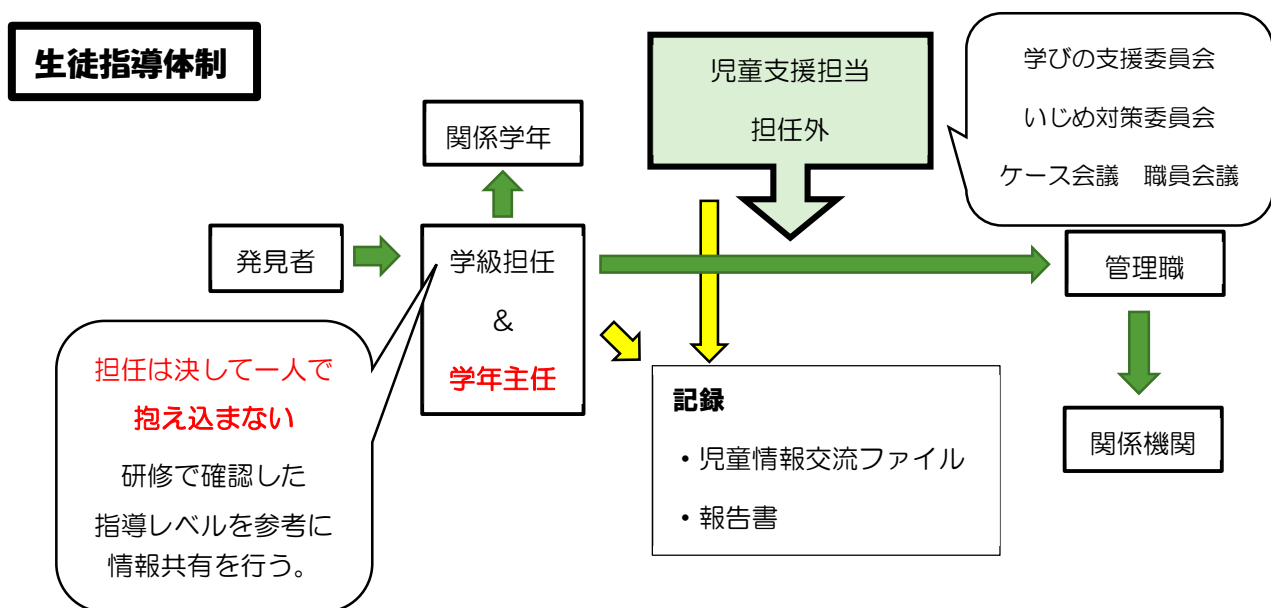
①温かみのある対応と迅速な対応の両立

被害児童のケアや通報した児童の安全確保を第一に考えながら、問題の早期解決に向けて迅速に対応する。連絡系統などは下図を参照。

【安全確保の例】

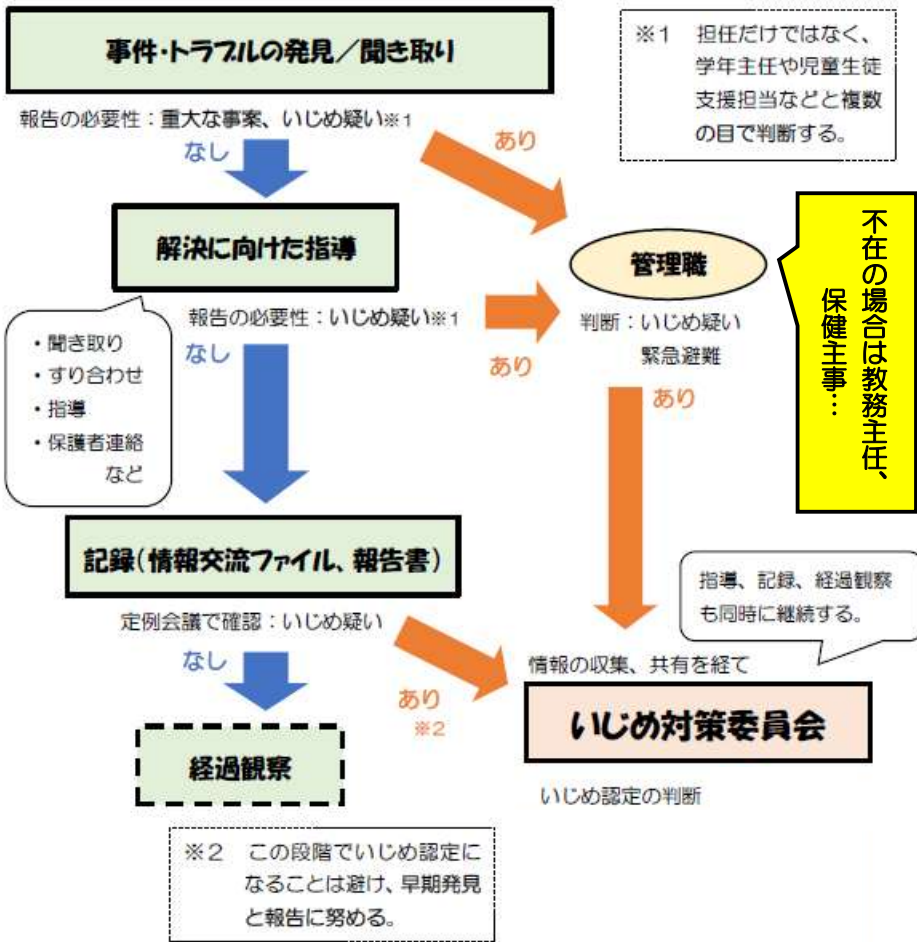
- 被害の状況に応じて、被害児童と加害児童の間に物理的な距離を取る。
- 誰が通報したかわからないよう、聞き取りの仕方や指導の仕方に留意する。
- 積極的にSCを活用し、ケアの仕方を相談する。
- 保護者とケアの仕方を相談し、承認を得ながら進める。

②組織的ないじめ対応 ← 南郷小学校いじめ対策委員会の開催、対応記録の作成



いじめ認定の流れ

トラブル発生からいじめ認定までのフロー



【記録の方法】

- ①日々の見取り
→児童情報交流ファイル
- ②個別に報告が必要と判断したケース
→報告書
- ③いじめ認定後
→アセスメントシート2種
- ④悩みやいじめに関するアンケート後
→専用のエクセルシート

【引継ぎ】

- ①悩みやいじめに関するアンケート（3年保管）
- ②アセスメントシート
→進学、転学先に引継ぎ

いじめ解消の流れ

【いじめが解消している状態】

○被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が、少なくとも3か月以上継続していること。

○被害児童生徒が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

※期間については、いじめの被害の重大性等を考慮し、いじめ対策委員会の判断により、より長期の期間を設定する場合も考えられる。

- ・学級担任が被害児童とその保護者に面談等で心身の苦痛を感じていないかどうかを確認する。モニタリング期間中は1か月に1回以上必ず児童と保護者それぞれに確認を行う。
- ・いじめ解消の判断は解消日が過ぎた後のいじめ対策委員会で行う。

③保護者との情報共有、指導方針の相談

電話や懇談で保護者の困りを相談された場合は必ず記録しておき、後の指導に生かせるようにする。また、学校で見取った内容に応じて適切に保護者に共有し、保護者が事実を知った際に唐突な印象を抱かせないように配慮する。いじめが認められた場合には、ケアの仕方、指導の仕方、モニタリング内容など、確実に保護者と共有する。

④インターネットや SNS (LINE、INSTAGRAM など) 上で行われるいじめの対応

- 公開されている情報から証拠を取り出し（スクリーンショットなど）、迅速に削除を行う。削除の確認は保護者にしてもらい、確実に情報を消す。
- 拡散状況に応じて全体指導をするなど、更なる拡散が行われないように指導する。
- 拡散している人物の特定が難しい場合や削除が難しい場合は警察へ協力を依頼する。

⑤関係機関への相談

※スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育委員会、警察、スクールロイヤーなど

いじめの内容によっては各関係機関へ相談しながら対応することがある。SC、SSWは原則として定例のいじめ対策委員会へ参加することになっている。関係機関へ連絡する場合は管理職を通して（少なくとも報告して）行う。

(6) 重大事態について

①いじめ重大事態とは

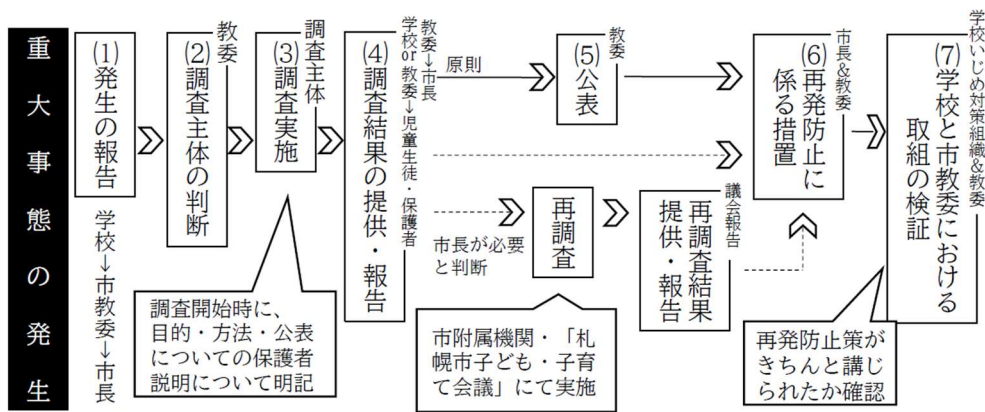
- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（生命心身財産重大事態）
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（不登校重大事態）

いじめ防止対策推進法第28条

※相当の期間とは **30日を目安とする**が、被害の状況に応じて30日に満たない場合でも教育委員会と協議する場合がある。

※いじめを受けた疑いがある児童が**転校した場合**についても、それだけ精神的苦痛を感じていたことが考えられるため、生命心身財産重大事態に該当する場合がある。

※児童、保護者から「**いじめにより重大な被害が生じた**」と申し立てがあった場合は、その時点で重大事態ではないと判断していた場合も、重大事態であるとして対応する。



②関係機関との連携

- ・直ちに教育委員会に報告する。
- ・教育委員会の指示のもと、第三者からなる組織（いじめ防止対策委員会）を設け調査する。
- ・重大事態の発生を真摯に受け止め、事実関係を把握し調査結果を委員会に速やかに提出する。
- ・被害児童やその保護者に対して説明責任があることを踏まえ、調査によって明らかになった事実関係について、適時・適切な方法で説明する。
- ・児童（生徒）の命や安全を守ることを最優先に、いじめが犯罪行為に相当し得ると考えられる場合には、学校として警察への相談・通報を行い、適切な援助を求める場合がある。

学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

いじめ防止対策推進法第23条第6項

(7) 関係機関

教育委員会 児童生徒担当課/学校担当指導主事	札幌市児童相談所 622-8630
白石警察署 814-0110	家庭児童相談室白石区 862-1881
スクールカウンセラー	スクールソーシャルワーカー 211-3656
ミニ児童会館	札幌市立白石中学校 861-1106
スクールロイヤー	各医療機関